「労災補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める労働省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

労災補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める労働省布告

●補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める労働省布告

(前文省略)

第一項

以下を廃止する。

- (一) 仏暦二五三七年九月一二日付けの補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める労働・社会福祉省布告
- (二) 仏暦二五三九年九月四日付けの補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める 労働・社会福祉省布告(第二版)
- (三) 仏暦二五四〇年四月九日付けの補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める 労働・社会福祉省布告(第三版)

第二項

被雇用者が(労災補償金法令)第一八条(二)に基づく身体の一部器官を失った場合、器官喪失の種類に基づく補償金を本布告末尾の第一表に基づく補償金給付期間にわたって給付する。

本布告末尾の第一表に定めた以外の器官喪失もしくは身体機能の喪失がある場合、器官喪失も しくは機能喪失の査定結果に基づいた補償金給付期間を有する。このとき一%の身体機能喪失に つき二ヶ月の補償金給付期間の割合で、全身体機能の百分率で査定する。

第三項

被雇用者は以下のいずれかの事由以後に器官の機能喪失の査定を受ける。

- (一)被雇用者が全ての医療上の諸方法により治療を受けた時、もしくは治療により通常に戻すことができず、その身体器官の疾病状況がそれ以上変化しない時
 - (二)被雇用者が傷害を受けたもしくは疾病を生じた日から一年が過ぎた時

第四項

医療職を営む医師が器官喪失もしくは機能喪失の査定人となる。査定では社会保険庁が布告規定した心身の能力喪失査定の手引きに基づく機能喪失の査定方法及び喪失の割合を使用する。

機能喪失の査定方法及び割合が第一段に基づく手引きに規定されていない場合、医療委員会が その機能喪失の査定人となり、割合を定める。

第五項

被雇用者が身体の一部器官を喪失した、もしくは全身体の機能の六○%超の器官の機能を喪失

した、あるいは本布告末尾の第二表に基づく喪失があった場合、被雇用者が第一八条(三)に基づく障害者になった場合とみなし、補償金給付期間は一五年とする。

第六項

第一八条第三段に基づく月額賃金計算の原則及び方法は以下のようにする。

- (一)被雇用者が月極めの賃金を受け取っていた場合、被雇用者が障害を受けた、もしくは疾病を生じた、あるいは喪失した月の月額賃金と同等
- (二)被雇用者が日極めの賃金を受け取っていた場合、被雇用者が障害を受けた、もしくは疾病を生じた、あるいは喪失した日の日給賃金に二六を乗じた額と同等
- (三)被雇用者が時間極めの賃金を受け取っていた場合、被雇用者が障害を受けた、もしくは 疾病を生じた、あるいは喪失した時間の時給賃金に八を乗じ、さらに二六を乗じた額と同等
- (四)被雇用者が単位計算で成果による賃金を受け取っていた場合、被雇用者が受け取った最後の期の賃金を被雇用者がその期に働いた日数で割り、さらに二六を乗じた額と同等。成果による賃金を計算できない場合、被雇用者の就労地の労働保護法に基づく一日当たり最低賃金に二六を乗じて計算する。
- (五)被雇用者が(一)から(四)までに規定した以外の期間もしくは計算で賃金を受け取っていた場合は、被雇用者が受け取った最後の期の賃金をその期の就労日数で割り、二六を乗じた額と同等

被雇用者が複数の種類の賃金を受け取っていた場合、(一)から(五)までの各種賃金を合算 し、月額賃金として計算する。

第七項

どんな場合であっても第一八条第四段に基づく補償金は、被雇用者の就労地の労働保護法に基づく一日当たり最低賃金の六〇%以上に二六を乗じた額で、かつ積立金レート、預金レート、積立金の査定及び徴収の原則についての労働・社会福祉省布告に基づく計算の基になる最高賃金を一二で割った額から計算される月額平均賃金の六〇%以下でなければならない。

第八項

本布告を施行日前に、仏暦二五三九年九月四日付けの補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める労働・社会福祉省布告(第二版)及び仏暦二五四〇年四月九日付けの補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める労働・社会福祉省布告(第三版)によって改定増補された仏暦二五三七年九月一二日付けの補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める労働・社会福祉省布告に基づき補償金の給付を受ける権利を有していた被雇用者は、その権利が終わるまで当該労働・社会福祉省布告に基づき補償金の給付を受けることができる。

第九項

本布告の施行日前にまだ確定していない、もしくは社会保険庁の審議中となっている異議申立は、その異議申立の最終決定が出るまで、仏暦二五三九年九月四日付けの補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める労働・社会福祉省布告(第二版)及び仏暦二五四〇年四月九日付けの補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める労働・社会福祉省布告(第三版)によって改定増補された仏暦二五三七年九月一二日付けの補償金給付期間及び月額賃金計算の原則と方法を定める労働・社会福祉省布告を適用する。

第一○項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は仏暦二五四七年=西暦二〇〇四年一 二月二三日]

仏暦二五四七年一一月二五日布告

*第一表/器官喪失の種類と補償金給付期間

- 1、肘部位での腕喪失(肘より上) 一二○ヶ月
- 2、肘より下での腕喪失(肘及び/または手首より下で、肘を曲げることができる) 一一四 ヶ月
 - 3、手の喪失(全指の付根関節から手首まで五本の指を喪失) −○八ヶ月
 - 4、手の親指喪失(指の付根関節から手首まで親指喪失) 四四ヶ月
 - 5、第一関節部位での手の親指喪失 ニニヶ月
 - 6、人差し指または中指の喪失(指の付根関節から) 二二ヶ月
 - 7、第二関節からの人差し指または中指の喪失 一六ヶ月
 - 8、第一関節からの人差し指または中指の喪失 一○ヶ月
 - 9、薬指または小指の喪失(指の付根関節からの喪失) −○ヶ月
 - 10、第二関節からの薬指または小指の喪失 八ヶ月
 - 11、第一関節からの薬指または小指の喪失 六ヶ月
 - 12、股関節からの脚の喪失 八○ヶ月
 - 13、膝関節からの脚の喪失 六四ヶ月
 - 14、足の喪失(足首から) 五〇ヶ月
 - 15、足の喪失(足甲から) 三六ヶ月
 - 16、指の付根関節からの足の親指喪失 一○ヶ月
 - 17、第一関節からの足の親指喪失 四ヶ月
 - 18、指の付根関節からの足のその他の指一本喪失 二ヶ月
 - 19、指の付根関節からの足のその他の指四本喪失(足の全指喪失) 一八ヶ月

*第二表/障害の種類と補償金給付期間

- 1、両脚喪失 一五年
- 2、片手と片足喪失 一五年
- 3、両手喪失 一五年
- 4、眼球二つ喪失、または眼球一つ喪失ともう一方の眼の視力の九○%以上喪失、もしくは六 ○分の三以上の視力喪失、あるいは二つの眼の視力の九○%以上の喪失、または六○分の三以上 の喪失 一五年
 - 5、頭部の障害または疾病、及び/または脊髄の損傷による以下の全機能喪失
 - 5・1、両脚、または
 - 5・2、片手及び片足、または
 - 5 · 3、両手
 - 一五年
- 6、頭部の障害または疾病による感覚の異常および/または呆けにより生活ができず治癒不能、 あるいは精神異常 - 五年
- ●最低時間給レートについての労働省布告

(前文省略)

第一項

学期中の一日四時間以下、及び学期休み期間中の一日七時間以下の、安全で危険性のない商品販売、顧客サービス、市場調査、レストラン業務、デパート業務、コンビニ店でのサービス業務及び倉庫業務でパートタイム労働に従事する一五歳以上の生徒、学生について、最低時間給を一時間二五バーツと定める。

第二項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。[注/官報告示日は二〇〇五年五月一七日]

仏暦二五四八年五月九日布告

●保証金があることにより工業事業者が工場もしくは保税倉庫から商品を搬出した月の翌月の 一五日までに物品税納税を求めることのできる商品を定める財務省布告

第一項

仏暦二五四○年六月――目付けの保証金があることにより工業事業者が工場もしくは保税倉

庫から商品を搬出した月の翌月の一五日までに物品税納税を求めることのできる商品を定める 財務省布告(第三版)により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの保証金があるこ とにより工業事業者が工場もしくは保税倉庫から商品を搬出した月の翌月の一五日までに物品 税納税を求めることのできる商品を定める財務省布告を廃止する。

第二項

以下の物品税率タリフ法に基づく商品を、保証金があることにより工業事業者が工場もしくは保税倉庫から商品を搬出した月の翌月の一五日までに物品税納税を求めることのできる商品と定める。

- (1) 製造もしくは充填した飲料あるいは飲料販売機から得た飲料。
- (2) 空調機を除く電機。
- (3) ガラス及びガラス器。
- (4) 自動車。
- (5) 船舶。
- (6) 香水商品及び化粧品。
- (7) 絨毯及びその他の敷物テキスタイル。
- (8) 自動二輪車。
- (9) 大理石及び御影石。
- (10) バッテリー。

第三項

本布告は仏暦二五四七年[西暦二〇〇四年]一二月一日から施行する。

仏暦二五四七年一一月二九日布告